

尾張旭市監査公表第42号

令和7年4月30日付け尾張旭市監査公表第37号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年5月9日付け7産第29号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年5月30日

尾張旭市監査委員 山田義浩

尾張旭市監査委員 市原誠二

市民生活部産業課

監査の指摘事項	措置状況
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかししながら、ふるさとチョイス応援プラン及びふるさと納税に関する委託業務の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、尾張旭市契約規則に基づき、当該契約書に記載すべき事項を確認した上で、受託者と内容確認及び協議を実施した。</p> <p>今後は、契約規則の確認を徹底し、規則に沿った事務を適切に行うよう努める。</p>
<p>契約規則第32条第7号により、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>同課は、尾張旭まちづくり応援寄附金返礼品送付業務について、民間の業者と契約（単価契約）しているが、同者が、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等に該当するかの検討を行わないまま、同号を根拠として契約保証金の全部を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、尾張旭市契約規則に基づき、当該契約書で適用すべき規定を確認した上で、次回契約時の契約書案に係るデータを修正した。</p> <p>今後は、契約保証金を免除する場合、契約規則の確認を徹底し、規則に沿った事務を適切に行うよう努める。</p>
本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）	指摘事項について、ガイドラインに基づき、当該契約書に係る随意契約の内容

により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、尾張旭市まち案内に係る建物賃貸借契約は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

を確認した上で、内容の公表を行った。
今後、同様の随意契約を締結する事案において、その都度ガイドラインの確認を徹底し、ガイドラインに沿った事務を行う。